

縦覧と成果の備え付け

- ・ 縦覧について
- ・ 法務局への成果の備え付けについて

附錄第3号樣式

[illegible]

2

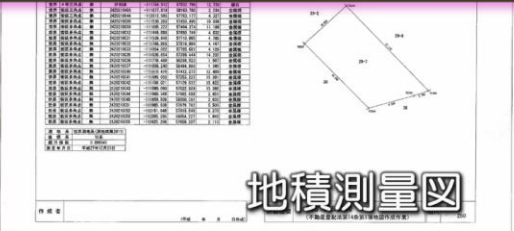
お送りした成果に誤りがない場合や御質問のない場合は、縦覧会場にお越し
いただく必要はありません。



新しい地図

登記所に新しい「**地図**」と「**地積測量図**」を備え付けます。
(翌年1月頃～3月頃)

新しい地図と地積測量図を備え付け、
これまでの公図と地積測量図を閉鎖します。



地積測量図

3

翌年の3月末までに新しい地図と地積測量図を登記所に備え付けるとともに、これまでの公図と地積測量図を閉鎖します。

